

第3回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年2月19日(金) 午後1時30分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2 委員定数 19名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高橋 忠一	2番 高野 進	3番 渡部 清孝
4番 小沢 勝則	5番 武藤 常雄	6番 二瓶 崇
7番 菊地 貴	8番 山口 久人	9番 大津 康男
10番 小林千代松	11番 平田 恭一	12番 木戸 賢治
13番 木村富士男	14番 小林 博行	15番 菅井 大輔
16番 岩崎 茂治	17番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第3号 会務報告について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 5 号 農地法施行規則第29条第 1 項第 1 号の規定による届出に
ついて

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 9 号 農用地利用集積計画について

議案第 10 号 荒廃農地の非農地判断について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 喜一郎

次長兼農地係長 渡 部 仁

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 渡 部 涼

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 小 林 さおり

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 渡 部 智 恵

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告 3 件、議案 4 件を予定しております。皆様方
のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申
しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第3回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、3番 渡部清孝委員、4番 小沢勝則委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第3号から報告第5号までの報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第3号 会務報告について

○事務局 (高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔12件を朗読、説明。〕

報告第5号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、報告第5号について、15番 菅井 大輔委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菅井大輔委員

〔報告第5号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番菅井です。案件No.1についてご報告いたします。去る2月10日14時半より申請地において、〇〇〇さん本人と、本庁より渡部次長、支所より齋藤副主任主査、山口推進委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局説明の通り、既に建物は建っておりまして、顛末書付きの案件でございます。〇〇〇さんの父親が昭和31年に作業小屋、昭和33年に畜舎をそれぞれ建設しましたが、両親がともに亡くなり、最近になって無断転用だったということに気が付いたそうです。建物周辺は〇〇〇さん所有の農地、および宅地であり、東側の隣の家との境界は石垣で明確に区分されておりました。以上により、本案件は特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

それではここで、報告第3号から報告第5号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第3号から報告第5号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号から報告第5号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔使用収益権設定1件、権利設定1件、所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、使用収益権設定のNo.1については、3番 渡部清孝委員、権利設定のNo.1については、16番 岩崎茂治委員、所有権移転のNo.1については、7番 菊地貴委員、No.2については、13番 木村富士男委員、No.3、No.4については、3番 渡部清孝委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部清孝委員

〔使用収益権設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。案件No.1についてご報告いたします。この二人は住所が違いますが、親子でございます。去る2月4日、被設定人の〇〇〇さん

へ電話で聞き取り調査を行いました。現在も水田の作付けをしておりますので、本申請に伴う権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○岩崎茂治委員

〔権利設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番岩崎です。案件No. 1についてご報告いたします。去る2月4日午前10時から設定人〇〇〇さん宅において、被設定人の〇〇〇さんの出席の下、聞き取り調査を行いました。昨年の5月の総会で杉の苗を栽培するということで申請が認可され、適正な管理がされていることから、今回も周辺農地に支障を及ぼすことなく、昨年同様適正な管理がなされると判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。案件No. 1についてご報告いたします。去る2月8日午後1時ごろ、譲受人の〇〇〇さん宅において聞き取りを行いました。現地調査につきましては、積雪のため、農道からの確認となりました。本申請に伴う権利の取得については、今までも同じ場所で耕作しており、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断してまいりました。なお、将来息子が跡を継ぎ、農業をしていく考えがあるとのことのお話もいただきました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。案件No. 2についてご報告いたします。去る2月8日午後4時ごろ、積雪により農道からとなってしまうりましたが、現地調査を行いました。また、申請者と直接お会いし、内容の聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については、令和2年も米・大豆の栽培をしております、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○渡部清孝委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4について、現地調査の結果並びに補足説明〕
3番渡部です。案件No. 3についてご報告いたします。去る2月4日に譲渡人と譲受人に電話で内容の聞き取り調査を行いました。自作地と隣接し、作業効率が高められるということで、本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。続けて、案件No. 4についてご報告いたします。去る2月4日に申請代理人の〇〇〇行政書士に電話で内容の聞き取り調査を行いました。今回の2筆は今年の1月に分筆されたもので、分筆で残った農地について、譲渡人の〇〇〇さんは県外在住であり、実家の近くに住んでいる親戚の〇〇〇さんに耕作管理をしていただいているとのことでした。また、譲受人の〇〇〇さんは住民票の異動はせずに東京都に住んでいますが、月1回喜多方に帰ってくるそうです。普段の耕作は、喜多方に住んでいる息子さんが行っており、農繁期には手伝うそうです。本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第7号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

〔権利設定1件、所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo.1については、3番 渡部清孝委員、所有権移転のNo.1、No.5については、3番 渡部清孝委員、No.2、No.3、No.4については、10番 小林千代松委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部清孝委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。権利設定の案件No.1についてご報告いたします。去る2月9日午前11時20分ごろより、設定人〇〇〇さん、被設定人代理人の〇〇〇さん、事務局渡部次長、小林農業委員と私で現地調査をいたしました。申請地は、縦貫道の西側に位置し、農振農用地でしたが、昨年度用途変更が認められ、今回の申請に至りました。隣接する農地は、東側にありますが、被設定人が借りており、北側については日照等に問題ありません。今回の転用による周辺農地への支障は特になく、問題はないと判断いたしました。以上です。

〔所有権移転のNo.1、No.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

続きまして、所有権移転の案件No.1についてご報告いたします。去る2月9日午前10時40分ごろより、譲渡人、譲受人欠席で代理人の〇〇〇

さん、事務局渡部次長、小林農業委員、私で現地調査を実施いたしました。今回の申請地は、事務局説明の通り、北側隣接地とは1.5メートルほど低く、細長い土地で譲受人が使用するしかない土地であります。このことから、今回転用することに支障を及ぼすことはないと判断いたしました。続けて、案件No. 5についてご報告いたします。去る2月9日午前11時40分ごろより、譲渡人〇〇〇さん2人、譲受人〇〇〇さん、〇〇〇行政書士、事務局より渡部次長、小林農業委員と私で、現地調査を実施いたしました。申請地は、先月許可になった箇所の南西側で、申請地は低いので、現在の敷地と同じ高さにし、周囲は隔壁を設け、水路については、東側から西側に付け替え、雨水についても付け替えた水路に流すとのことでした。このことから、今回の転用に生ずる問題はないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo. 2、No. 3、No. 4について、現地調査の結果並びに補足説明〕
10番小林です。まず、案件No. 2についてご報告いたします。去る2月9日午前10時20分ころより譲受人譲渡人欠席、〇〇〇行政書士、事務局渡部次長、渡部農業委員、私で現地調査を実施いたしました。申請地は、区画整理事業が行われた土地で、周辺に住宅が建っております。雨水については、地下浸透及び道路側溝、汚水については合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に排水するという計画となっており、今回の転用で生ずる支障はないと判断いたしました。続きまして、案件No. 3についてご報告いたします。去る2月9日午前10時5分より、譲渡人、譲受人欠席の下、〇〇〇行政書士、事務局渡部次長、渡部農業委員と私で現地調査を行いました。今回の申請地も、区画整理事業が行われており、周辺に住宅が建っております。雨水については地下浸透及び道路側溝、汚水の排水は、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝へ排水するとのこと、今回の転用で生ずる支障はないと判断いたしました。最後に、案件No. 4についてご報告いたします。こちら2月9日午前11時ごろより、譲渡人、譲受人欠席で、〇〇〇行政書士事務所の〇〇〇さんが出席、事務局渡部次長、渡部農業委員と私で

現地調査を行いました。申請地は、隣接地に譲渡人の畑、北側に他の人の畑がありますが、現在耕作されておられません。雨水については地下浸透及び道路側溝、汚水は市の下水道へ排水する計画となっており、今回の転用で生ずる支障はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第8号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第9号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.18、No.29を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（渡部次長兼農地係長）

[No.18、No.29を除く案件についてを朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第9号の農用地利用集積計画のNo.18、No.29を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号の農用地利用集積計画のNo.18、No.29を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号の農用地利用集積計画のNo.18、No.29を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第9号 農用地利用集積計画のNo.18、No.29の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、7番 菊地貴委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菊地貴委員の退席を求めます。

(7番 菊地貴委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明させます。

○事務局 (渡部次長兼農地係長)

[No.18、No.29の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第9号 農用地利用集積計画のNo.18、No.29の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号 農用地利用集積計画のNo.18、No.29の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 農用地利用集積計画のNo.18、No.29の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

7番 菊地貴委員の着席を求めます。

(7番 菊地貴委員着席)

○議長

続きまして、「議案第10号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局 (渡部次長兼農地係長)

[1件を朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第10号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第3回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 午後2時50分